5.商号

5-1.意義・選定・登記

5-1-1.意義

(1)意義

商人・会社が営業上の活動において自己を表示するために使う名称

　――条件：発音できるもので、かつ、文字で表示できるもの

事例5-a　商号

星宮さんは個人で「なんでも弁当」という名の弁当屋を営んでいる。星宮さんの弁当屋は「なんでも弁当」として近隣に良く知られ、人気がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 商標権 | 商標登録を受けた商標を独占的に使用できる排他的権利商標法2条1項この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。 一 　業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの 二 　業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。） |
| 意匠権 | 登録を受けた意匠を独占的に使用できる排他的権利意匠法2条1項この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 |
| 特許権 | 特許を受けた発明を業として独占的に実施できる排他的権利特許法2条1項この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。  |
| 実用新案権 | 実用新案登録を受けた考案を業として独占的に実施できる排他的権利実用新案法2条1項この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。 |
| 著作権 | 著作物を独占的に利用して利益を受ける排他的権利著作権法2条1項1号一 　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。 |

(2)個数

会社以外の商人――商号単一の原則

会社（会社6Ⅰ）

(3)機能

なんでも弁当＝商号

①商人の名声・信用　　→　　②顧客吸引力＝財産的価値

一般公衆

5-1-2.選定と登記

(1)選定

会社以外の商人（商11Ⅰ）――商号自由主義（商号選定自由の原則）

会社（会社6ⅡⅢ・7）

業種による商号の制限（銀行6、信託業14、保険7、金商31の3等）

商号中に事業目的を示す文字（銀行、信託、証券等）を用いなければならない

これらの事業を営まない者は商号中にこのような文字を用いてはならない

(2)登記

会社以外の商人（商11Ⅱ）　⇔　会社（会社911Ⅲ②）

Aの商号

商号登記簿（会社以外の商人）

株式会社登記簿（株式会社）

他の商人・会社

登記

どのような商号が使用されている？

Aの商号は？

商人・会社A

相手方

(3)同一商号の登記禁止（商登27条・24⑬）、商号登記の抹消申請（商登33）

5-2.商号の不正使用と商号権

5-2-1.商号の不正使用のルール

(1)他の商人・会社と誤認させる名称・商号の使用禁止（商12、会社8）

Y

X

商号A

Xであると誤認されるおそれのある名称・商号使用

　＋　不正の目的

（商12Ⅰ、会社8Ⅰ）

停止・予防請求

（商12Ⅱ、会社8Ⅱ）

商号A

一般公衆

X？

「他の商人であると誤認されるおそれのある名称・商号」の使用

規制の趣旨

事例5-b　不正目的による商号使用

北白川さんは、うさぎ山商店街で、「たまや」という商号を使用して、もち屋を経営している。ところが、北白川さんとは何の関係もないYが、隣の町で、「たまや」という商号を使用してもち屋を始めた。

(2)不正競争防止法と商号の保護

商品・営業主体混同行為①

著名表示不正使用行為②

商品形態模倣行為③

営業秘密の不正利用行為④～⑨

（⑩以下略）

差止請求（不正競争3）

損害賠償請求（不正競争4）

信頼回復措置（不正競争14）

救済手段

「不正競争」（不正競争2 I）

(3)周知商号等の保護（不正競争2Ⅰ①）

Y

X

商品等表示A

同一・類似の商品等表示

需要者の間に広く認識（周知）

＋ Xの営業と混同を生じさせる行為

差止請求（不正競争3）等

使用

①商号が需要者の間に広く認識されていること（周知性）

事例5-c　周知性

Xは横浜市で「勝烈庵」という商号でとんかつ屋を営んでおり、「勝烈庵」は横浜市やその近辺では需要者に広く認識されていた。Xは、鎌倉市大船でとんかつ屋「かつれつ庵」を営むY1、静岡県富士市でとんかつ屋「かつれつあん」を営むY2に対して、それらの商号の使用の差止めを請求した。

横浜地判昭58・12・9無体集15-3-802

②商品等表示の類似性、混同を生じさせる行為

最判昭59・5・29民集38-7-920

「〔不正競争2Ⅰ①にいう〕混同を生ぜしめる行為には、周知の他人の商品表示又は営業表示と同一又は類似のものを使用する者が、自己と右他人とを同一の商品主体又は営業主体と誤信させる行為のみならず、自己と右他人との間に同一の商品化事業を営むグループに属する関係が存するものと誤信させる行為をも包含し、混同を生ぜしめる行為というためには両者間に競争関係があることを要しないと解するのが相当である。」

(4)著名商号等の保護（不正競争2Ⅰ②）

Y

X

商品等表示A

同一・類似の商品等表示

著名

差止請求（不正競争3）等

使用

規制の趣旨

事例5-d　商号の汚染

スイスに本店を置くシャネル・グループは、香料類、高級婦人服、ハンドバッグ、靴、宝飾品等の製造・販売を業としている。「シャネル」は商号および商標であり、世界的に著名なものとなっている。Yは、「ホテルシャネル」という名称を用いて、神戸市中央区においてラブホテルの経営を始めた。

神戸地判昭62・3・25無体集19-1-72（H5改正による不正競争2Ⅰ②新設以前の裁判例）

(5)不正競争防止法の適用除外

Y

X

商品等表示A

同一・類似の商品等表示

周知（不正競争2Ⅰ①）or

　　著名（不正競争2Ⅰ②）

普通名称等の使用（不正競争19Ⅰ①）

自己の氏名＋不正の目的なし（不正競争19Ⅰ②）

先使用＋不正の目的なし（不正競争19Ⅰ③④）

**×**

使用

(6)商法・会社法と不正競争防止法

Y

X

商号A

商号A

差止請求等

Aと同一・類似

≒YはXであると誤認されるおそれ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Yに不正の目的あり | Yに不正の目的なし |
| 商号Aに少なくとも周知性あり | ① | ② |
| 商号Aに周知性もなし | ③ |  |

商法12、会社8＝①③に適用

不正競争防止法＝①②に適用

　　　　　　　　②の場合に一定の適用除外

5-2-2.商号権

(1)商号専用権

(2)商号使用権

5-3.商号の譲渡・変更・廃止

(1)商号譲渡の制限（商15Ⅰ）

商人B

商人A

商号Aを譲渡

商号A

一般公衆

A？

商号Aの財産的価値回収

↕

商号譲渡の制限（商15Ⅰ）

＊会社の場合

(2)対抗要件（商15Ⅱ）

(3)変更・廃止――変更登記・廃止登記（商10、会社911Ⅲ②・915Ⅰ）

5-4.名板貸

5-4-1.意義

(1)意義（商14、会社9）

他人B（名板借人）

商人A（名板貸人）

商号Aの使用許諾

商号A

取引相手方C

A？

商号A

(2)名板貸が行われる場面

著名な商人・会社の信用利用

免許・登録営業：禁止（金商36の3、道運33条、宅建業13など）だが…

5-4-2.要件

(1)商号使用の許諾

名板借人B

名板貸人A

商号使用許諾

商号A’

商号A

②黙示の許諾

③許諾の撤回

①名義の微修正

①名義の微修正

東京地判昭27・3・10下民集3-3-335（小林百貨店書籍部）

最判昭33・2・21民集12-2-282（株式会社梅村組宮崎出張所）

②黙示の許諾

事例5-e　黙示の許諾・名板貸人と名板借人の営業の同一性

Yは、「現金屋」という商号で、店舗を構えて電気器具商を営んでいたが、経営不振のため廃業し、他所に引っ越した。Yは、その際に、「現金屋」の看板をそのままにするとともに、Y名義のゴム印、印鑑、小切手帳等を店舗に置いたままにしておいた。その後、Yの使用人であったMは、同じ店舗で同じ商号で食料品店を始めたが、Yもそのことを知っていた。また、Yは、電気器具商を営んでいた頃に利用していたY名義の預金口座をMが利用することを承諾していた。Xは、取引相手方はYであると誤信しつつ、Mに対して食料品を卸していた。

最判昭43・6・13民集22-6-1171

③許諾の撤回（東京地判平7・4・28判時1559-135）

(2)相手方による誤認

名板借人B

名板貸人A

商号使用許諾

商号A

相手方C

Aと誤認

商号A

①名板借人と名板貸人の営業の同種性

最判昭43・6・13民集22-6-1171

「商号は、法律上は特定の営業につき特定の商人を表わす名称であり、社会的には当該営業の同一性を表示し、その信用の標的となる機能をいとなむものである。商法二三条［商14、会社9］は、このような事実に基づいて、自己の商号を使用して営業をなすことを他人に許諾した者は、自己を営業主と誤認して取引した者に対し、同条所定の責任を負うべきものとしているのである。したがって、現に一定の商号をもって営業を営んでいるか、または、従来一定の商号をもって営業を営んでいた者が、その商号を使用して営業を営むことを他人に許諾した場合に右の責任を負うのは、特段の事情のないかぎり、商号使用の許諾を受けた者の営業がその許諾をした者の営業と同種の営業であることを要するものと解するのが相当である。」

②相手方の重過失（最判昭41・1・27民集20-1-111）

③悪意・重過失の証明責任（最判昭43・6・13民集22-6-1171）

5-4-3.責任の範囲等

(1)名板貸人が責任を負う範囲

①取引によって直接生じた債務

②債務不履行にもとづく損害賠償債務、解除による原状回復義務

　（最判昭30・9・9民集9-10-1247）

③不法行為（民709等）にもとづく債務

不法行為債権者C1

名板借人B

＝不法行為債務者

事実行為（交通事故等）

→事実的不法行為

不法行為債権者C2＝取引先等

取引行為（詐欺的取引等）→取引的不法行為

名板貸人A

商号A

最判昭52・12・23民集31-7-1570、最判昭58・1・25判時1072-144

(2)類推適用

事例5-f　スーパーマーケットのテナントと名板貸

アカリちゃんは、忠実屋（スーパーマーケット）小田急相模原店の屋上でテナントとしてペットショップを経営するＡペット店から手乗りインコを購入した。忠実屋の店舗の外部には、忠実屋の商標を表示した大きな看板が掲げられていたが、テナント名は表示されておらず、スーパーの店舗の内部においても、四階から屋上に上がる階段の登り口に設置された屋上案内板や右階段の踊り場の壁には、「ペットショップ」とだけ表示されていて、その営業主体が忠実屋であるかAペット店であるかは明らかにされていなかった。アカリちゃん一家は手乗りインコを室内で飼育していたが、インコはオウム病クラミジアに罹っていた。これがアカリちゃんの家族に伝染し、オウム病性肺炎のため、アカリちゃんのお母さんが死亡した。

忠実屋

ペットショップ

（テナント）

被害者

契約

商14・会社9類推適用による責任追及？

（商号の使用許諾なし）

最判平7・11・30民集49-9-2972

「本件においては、一般の買物客が…ペットショップの営業主体は忠実屋であると誤認するのもやむを得ないような外観が存在したというべきである。そして、忠実屋は、…本件店舗の外部に忠実屋の商標を表示し、〔Aペット店〕との間において、…出店及び店舗使用に関する契約を締結することなどにより、右外観を作出し、又はその作出に関与していたのであるから、忠実屋は、商法二三条［商14、会社9］の類推適用により、買物客と〔Aペット店〕との取引に関して名板貸人と同様の責任を負わなければならない。」